様式第１号（第６条関係）

令和　年　月　日

公益財団法人 長崎県建設技術研究センター

理事長　　有吉　正敏　様

所　属　□□□□□

代表者

（申請者）○○○○　印

ながさき建設産業助成事業 助成金支給申請書

　助成金の支給を受けたいので、ながさき建設産業助成事業実施要領を遵守することを誓約し、同要領第６条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　対象

(下記の１～４より該当する番号に〇を付けてください。)

　　１．　建設技術の発展に資する新技術・新工法の研究

２．　行政からの支援要請を受けて行う新技術・新工法の研究

３．　新技術・新工法・新製品の広報活動

４．　社会資本整備を担う人材を育成する教育機関の活動

２　申請金額　　　　　　　金　　　　　　　円

添付書類

(1)　計画書（様式第１－1号）

(2)　予算書（様式第１－2号）

(3)　説明資料（任意）

様式第１－１号（第６条関係）

計　画　書

１　活動の題目　　○○○○○○○○○

２　活動の期間

３　申請者事項

(1) 所属：（共同者すべてを記入してください。）

(2) 氏名：（共同者すべてを記入してください。）

(3) 連絡： 住所

 TEL

 Eﾒｰﾙ

４．目　的

５．概　要

6．必要性、効果等

７．公益性

※適宜行を追加してください。

様式第１－２号（第６条関係）

予　算　書

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 予算額 | 内訳（赤：記入例） | 備　考 |
| 賃　金 | 150 | 例 | 名称 | 日当×員数×作業日数＝金額（千円） | 作業内容等 |
| 1 | 研究補助員 | 2.5(千円/日)×3(人)×20(日)＝150千円154,620円 | 各種データ集計、報告書作成補助 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 旅　費 | 250 | 例 | 名称 | 単価×移動人数×回数＝金額（千円） | 移動の目的等 |
| 1 | JR | 5千円（往復）×10(人)×5(回)＝250千円 | 現場見学、視察 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 需用費 | 275 | 例 | 名称（品目） | 単価×購入数量＝金額（千円） | 規格・仕様 |
| 1 | フルハーネス | 25(千円)×5(個)＝125千円 | 2丁掛け |
| 2 | パソコン | 150(千円)×1(台)＝150千円※1 | データ分析等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 役務費 | 100 | 例 | 名称（品目） | 金額（千円） | 運搬物、運搬手段 |
| 1 | 資機材運搬 | 100千円 | 展示物、運送会社に委託 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 賃借料 | 50 | 例 | 名称（品目） | 単価×数量（日数等）＝金額（千円） |  |
| 1 | レンタカー | 5（千円/日）×10(日)＝50(千円) | 工事現場移動 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 諸謝金 | 200 | 例 | 講師謝礼 | 謝礼金額×講師数 | 目的、講師の所属団体等 |
| 1 | 講師謝礼 | 100(千円/回)×2(回)＝200千円 | ドローン研修（〇○ドローンスクール） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 | 1,025※2 |  |  |

適宜行を追加してください。

※1研究活動における需用費（物品購入等）は原則5万円以下ですが、5万円を超える物品

等につきましても、審査員会での審議の結果、必要と認められた場合は助成の対象とな

りますので、本予算書に計上してください。

　※2事業全体に係る予算ですので、助成金の限度額を超えても問題ありません。

様式第２号（第６条関係）　※教育機関については提出不要

　　　　年　　月　　日

　公益財団法人 長崎県建設技術研究センター

理事長　　有吉　正敏　様

申請者　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

ながさき建設産業助成事業実施要領第６条第1項に基づき、下記誓約書を提出します。

誓　約　書

　私は、令和６年度ながさき建設産業助成事業の助成金支給申請を行うにあたり、次の事項

について誓約します。

　なお、センターが必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

* チェック欄（誓約の場合、**□** にチェックを入れてください。）

　**□**　自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　ウ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

　**□**　補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

　**□**　暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

　**□**　暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。